

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 企業再編税制関係の通達

Q : 法人税基本通達が改正され、企業再編税制の詳細な取扱いが明らかにされたようですが、概要を教えてください。

A : 適格合併の要件の一つである主要な事業の判定や、マイナスの資本積立金に関する取扱いなどが明らかにされています。

【解説】

このほど公表された「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」の中心は、企業再編税制に関する項目です。

まず、合併の際に生じた1株未満の株式の取扱いについて、合併比率の関係で被合併法人の株主等に交付する株式が1株未満となった場合に金銭を交付したケースについても、税制適格再編として取り扱われることが明らかにされています。

また、被合併法人又は分割法人に欠損金がある場合、商法への配慮から、合併法人又は分割承継法人がその欠損金相当額を営業権として受け入れることがありますが、税務上はその営業権の受け入れはなかったものとして取り扱うことが明らかになりました。

その他では、適格合併に該当するための要件の一つである主要な事業の引継ぎについて、主要な事業の判定は、①それぞれの事業に係る収入金額、②損益の状況、③従業者の数、④固定資産の状況等を総合勘案して行うことが示されているほか、いわゆる少額資産引継ぎ時の1千万円判定は圧縮記帳適用後の金額を基準に行うこと、合併があった場合の特別償却の取扱いなども盛り込まれています。

